

令和 8 年度

新生活住環境支援制度

【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

認定事業者より申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象者に「新生活住環境支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846

(受付時間 平日 10 時～18 時まで)1

目次

重要説明事項	3
給付型支援制度の目的	4
申請について	5
申請から支援金支払いまでの流れ	6
各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項	7
その他	8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

新生活住環境支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上で申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間給付型支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。

2. 本給付型支援の交付を受けようとする支援金の対象者（以下「支援対象者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では、本支援金を通じて、生活基盤の安定や自立を目指し、専門家相談を実施された方に対し給付を行っております。本給付型支援は、単なる経費補助ではなく、相談の実施そのものを評価し、生活支援施策の質向上や今後の施策検討の基礎資料とすることを目的としています。そのため、相談の実施経緯・目的および実施後の成果について調査を行い、情報を蓄積・活用してまいります。給付申請にあたっては、本給付型支援の趣旨・内容をご理解いただき、実施後の成果や実績についてご報告・共有いただける方を対象とさせていただきます。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請者の個人情報については、当協会にて保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：新生活住環境支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845 | E メールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

新生活住環境支援制度は、当協会が実施する支援制度であり、新たな生活を始めるにあたって、住環境を整えることが必要な個人や世帯に対し、安定した暮らしの実現に向けた支援を行うことを目的としています。本制度では、住居の改善や生活空間の整備など、生活の基盤づくりに資する取り組みに対して必要な支援を行い、自立した生活の一助となることを目指します。

対象となる方々には、それぞれの状況や課題に応じた支援内容を柔軟に設計し、適切な環境づくりを支援します。制度の実施後には、支援の経過や成果についてご報告いただき、その内容をもとに効果や課題を整理・分析することで、今後の制度運用や生活支援施策の改善に役立ててまいります。

本制度は、住まいに関する支援を通じて、個人や世帯が安心して生活できる基盤を整え、自らの力で持続可能な暮らしを築いていくための環境づくりを支援するものです。

申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

支援対象期間：令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】 1 年間

本制度の対象者

本制度の対象は、新たな生活の開始や再構築にあたり、住環境の整備を必要とする個人または世帯であり、安定した生活基盤の構築を目指す方とします。具体的には、以下のような状況にある方が対象となります。

- ・新たに住居を確保し、生活を立て直す必要がある方
- ・住環境に課題を抱えており、その改善を通じて自立を図ろうとしている方
- ・ひとり親世帯、若年単身者、高齢者世帯など、住まいの安定確保に特段の配慮が必要とされる方
- ・その他、当協会が支援の必要性を認める方

本制度の対象経費

新生活住環境支援制度は、新たな生活基盤を整えることを目的に、住居の確保・整備とともに、日常生活に不可欠なインフラ環境の整備を総合的に支援する制度です。その一環として、以下の項目を通じて、生活に必要な電力および通信環境の整備を支援します。

■基礎エネルギー環境整備支援

生活の再出発にあたり、安定した電力利用環境の確保を目的として支援します。

- ・給付額：1 世帯あたり 一律 5,000 円
- ・対象例：電力契約の開始・再契約、電気設備の基本的整備に関わる初期費用等

■情報通信基盤整備支援

就労・就学・行政サービスへのアクセスを支える通信環境の整備を目的とした支援です。

- ・給付額：1 世帯あたり 一律 1 万円
- ・対象例：インターネット回線の新規契約、通信サービスの再開費用、通信機器の接続設定等

申請について

本制度による対象実施を行う際は認定事業者での実施に限ります

認定事業者とは

新生活住環境支援制度における認定事業者とは、対象者が円滑に制度を活用し、生活の再構築に必要な住環境を整備できるよう支援を行う、当協会が認定した実施協力事業者です。認定事業者は、対象者の生活状況や支援の目的を十分に理解したうえで、支援内容の提案や調整を行い、制度に基づく支援の実施を支える役割を担います。

また、認定事業者は、対象者との相談や調整、進行のサポートに加え、給付金の交付申請や実績報告等、当協会に提出すべき各種手続きについても対象者を支援します。これにより、制度の適正な運用と、対象者の安定的かつ持続的な生活基盤の形成を側面から支える重要なパートナーとして位置づけられます。

審査基準について

本制度の審査基準は以下の通りとします。

- ・当協会の本制度についてご理解頂き、実施後の支援金調査レポートに協力いただける方であること。
- ・事前申込書と見積り内容が合致していること。

注意事項

(1)本制度は、審査があり、不採択になる場合があります。また、本制度遂行の際には自己負担が必要となり、支援金は後払いです。

(2) 実施後経過調査への協力

当協会は、実施状況や稼働状況について、交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

(3) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、認定事業者を通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

新生活住環境支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請者

新生活住環境支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定事業者より申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定事業者より申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：新生活住環境支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

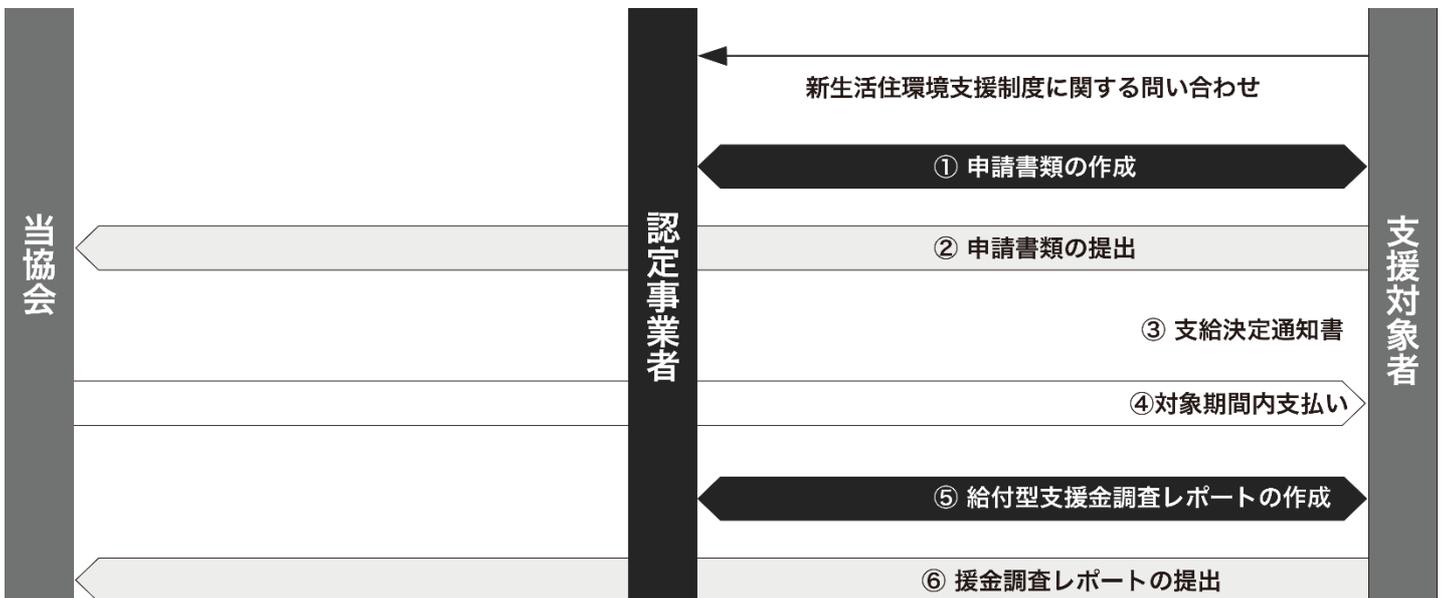
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 9 年 6 月 30 日）とします。

（例）令和 8 年 1 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 2 月～令和 9 年 2 月末日）



支援金対応期間：令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日

又、対象者への支給日に関して原則実施後約 3 カ月程度にて当協会より支給するものとします。
※申請状況により、支給日が前後する場合がございます

支援対象経費

○本制度における支援対象経費とは、対象者が新たな生活を開始または再構築するうえで必要とされる住環境の整備に関して発生する、実施にかかる費用のうち、当協会が適当と認めるものを指します。具体的には、以下のような経費が主に対象となります。

住環境の安定を図るための基礎的な整備や生活インフラの確保に要する費用として、電力利用の開始・再開にかかる費用、通信回線の整備に関する初期費用等が含まれます。また、住まいの衛生・安全の確保に関する最低限の修繕や環境調整に要する費用も対象とすることができます。

その他、生活基盤を形成する上での計画的な住環境整備を行うにあたり、対象者の状況に応じて必要と判断される費用（例：設置・接続支援、環境改善のための軽微な物品の導入等）についても、合理性が認められる場合は支援対象とすることがあります。

対象経費の詳細や範囲については、申請時に提出された内容をもとに個別に審査を行い、当協会がその必要性と適正性を判断したうえで決定します。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。

（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート

- ・認定事業者より支援金調査レポートが発行されます

本制度調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

支払い証明と支払い条件

支援対象経費に関する支払いについては、適正な支出であることを確認するため、下記の証明書類をご提出いただく必要があります。支払先が発行した正式な領収書に加え、実際に支払いが行われたことを証明する資料も併せてご提出ください。

【提出が必要な証明書類】

1. 支払先が発行した領収書
以下の項目すべてが記載されている必要があります。
 - 支援対象者名（宛名）
 - 領収日（支払いが行われた日付）
 - 領収金額（支払金額の総額）
 - 領収の内訳（商品・サービスごとの明細）
 - 発行者の社名および発行者印
 - 発行者の所在地および電話番号
2. 支払いを証明するいずれかの資料
(以下のいずれか一つをご提出ください)
 - 銀行が発行した振込明細書
 - 振込内容が確認できる通帳のコピー（該当箇所を明示してください）
 - インターネットバンキングの振込履歴の写し

上記書類は、いずれも支援対象経費の適正性および実際の支出の有無を確認するうえで重要なものです。不備のないようご準備のうえ、期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人 である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年1月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。